

令和 2 年 7 月 7 日現在

機関番号：32605

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K18667

研究課題名（和文）教職実践演習に活かす学校体育事故論カリキュラムの編成と自習用テキストノートの作成

研究課題名（英文）Organizing a curriculum for school PE accidents and making textbooks for self-study to be used in teaching practice exercises

研究代表者

山口 裕貴（YAMAGUCHI, Yuki）

桜美林大学・健康福祉学群・准教授

研究者番号：50465811

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：教職実践演習における自習用テキストとして、2020年1月に『学校体育事故への備え - 裁判所は何をどう見るのか -』（総ページ数584）を共同文化社より刊行した。本書は、学校体育事故に係る判例学習（小学校、中学校、高等学校における体育授業中の事故に係る裁判例（判決文）をじっくり読み込む）を推奨するものである。本書での判例学習において重要と考えられる箇所は下線で示した。原告の主張、被告の反論、裁判所がいかなる理由で各主張の適否を決したかにつき、事例の具体的場面を想定しつつ、どちらの主張がより効果的か、裁判官はその判断においてどの点を重視したのか、各自で検討するほか複数人での議論にも適している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、学校体育事故論を教職実践演習において充実化し、将来教員になる者に対する学校安全の指導を徹底しることにある。教職実践演習の目的は、教員として必要な知識技能を修得したことを確認することで、免許状授与の段階で教員としての適格性を判定するための制度的担保ということになっている。いわば、教職課程の総まとめに位置づけられ、4年次後期に開講されている。そこで、教職実践演習の授業における学校体育事故論（過失（相殺）論、安全配慮義務・方法論、損害賠償論等を含む）を充実させるために必要と考えられる独自のカリキュラム内容を編成・導入し、彼らの自習に適したテキストノート（判例集）の作成を行った。

研究成果の概要（英文）：In January 2020, I published "Preparation for School Physical Education Accidents-What Do Courts See and How-" as a self-study text for practical teaching practice. This book recommends case studies related to school physical education accidents. Points that are considered important in case study in this document are underlined. Plaintiffs allegations, defendants counterarguments, and why did the court decide whether each claim was right or wrong? Which assertions are more effective, and what points did the judges attach importance to in their judgment, assuming the specific situations of the cases? Regarding this, this book is suitable for discussions by multiple people as well as for individual consideration.

研究分野：体育科教育学

キーワード：学校体育事故 安全配慮義務 教師行動 裁判例

1. 研究開始当初の背景

昨今、学校事故に関するレポートのマス・メディア発信が名古屋大学の内田良准教授(著書『柔道事故』等)によって頻繁になされている。とりわけ、組体操(人間ピラミッドを含む)の危険性について、専門家とのコラボレーション・レポートが積極的に行われ、このことに対する国民の理解度も増してきたように感じられる。こうした社会動向を受け、組体操実施を一律禁止とはしないが安全指導を徹底させるよう、文部科学省やスポーツ庁が全国の教育委員会に通知するに至った。

組体操はあくまで学校で行われる体育・スポーツ活動の一例であり、これらには大小の差はあれども重大な事故の発生する危険が常に内包されているものといえる。しかし、学校教育の責務として、重大な事故の危険性があるから体育活動は行わないなどといえるはずはない。そうであれば、体育・スポーツ活動に関わる教師たちが、いかにしてこの危険性を現実化させずに、子どもたちの健やかな心身の発達に寄与する体育活動を実施できるのかを考えなくてはならなくなる。その方策として、教員免許状取得見込者である大学4年生に対し、教職課程の総まとめとして位置づけられる教職実践演習の授業をとおして、過去の体育事故に共通する性質を理解させるとともに、種類ごと(体育授業、体育的行事、運動部活動等)の事故防止の観点や安全配慮義務上とるべき対策について検討させることによって学校における、そして、ひいては社会的場面においても体育事故の予防を行いうるのではないかと考えた。

2. 研究の目的

教職実践演習で使用できる自習用テキストノート『学校体育事故への備え - 裁判所は何をどう見るのか -』を刊行することにより、学校体育事故防止の観点や安全配慮義務上とるべき対策について検討させることが肝要である。保体科教師は常に事故と隣り合わせの日々を送る。しかし、彼らの法的意識は総じて低く、危機意識もけっして高くないと考えられる。こうした状況を踏まえ、本書では種々の裁判例の中身を読み込むことで、現実と向き合いながら、教員はそのとき何をどう行っていれば法的責任を免れたのかについて、イメージしながら学んでいくことができる。実際、学校体育事故そのものについて取り扱う書籍はないに等しい。また、裁判所の判決をじっくり読もうという趣旨の文献もほとんどない。その意味から、本書はきわめて独自性を有するものといえ、学術的意義は高いと考える。

本書は「判例集」のような形式をとるテキストノート(判決と自分の予測との異同を考えるための書き込み型資料)になる。中身には、器械運動や球技、多種目の運動部活動中の事故に係る裁判例(判決文)が、下線付き(重要と思われる箇所に私が付した)で数多く掲載される。

読者は、原告(被害者)が何を求め、被告(義務違反者)は「そこで」「そのとき」「何を」すべきであったのかをぜひ熟考してみしてほしい。学校に勤務する先生方も、日々の体育的活動における「事故発生可能性」(ヒヤリハット事象)に今一度、被告側の視点から注意を向けてみてほしい。ここで得られた法的知見を活かせば、事故の未然防止につながるし、それが生徒のためになり、ひいては自分のためにもなりえるだろう。事故が発生しないことが最も大事なことはいうまでもないが、体育的活動において事故はいわば「つきもの」である。けっして避けては通れない出来事である。

3. 研究の方法

勤務校での教職実践演習の授業内で、質問紙調査やインタビュー調査により、教職実践演習受講者の有する「学校体育事故」への関心度や理解度を把握し、それを精査したうえで、

一層の安全配慮意識の向上を促す具体的なカリキュラム内容およびその運用方法を適宜案出する。学校体育事故、すなわち「学校安全」の領域が教職課程を履修する大学生にどういったイメージで理解されているかについては、勤務校のほか近隣の大学の協力を仰ぎ、より多くの大学生の意識調査を積極的に敢行していく。

4. 研究成果

2020年1月、『学校体育事故への備え - 裁判所は何をどう見るのか - 』（総ページ数 584）を共同文化社より刊行した。

本書の特徴： 裁判例は過去の例の積み重ねによって成り立っていくものであるから、裁判例の選出は年代順に新しい確定判決があればそれを優先した。授業における事故であるから、学習指導要領上の運動領域によって区分した。本書の趣旨に照らし、学習過程に不要と思われる箇所の省略（請求における遅延損害金や損害内容の詳細等）、構成の部分的変更、文言の部分的修正を施した。ただし、大半は判決文作成者たる裁判官（及び書面作成者たる訴訟代理人弁護士）の個性を尊重し原文のまま（顕著な誤字・脱字のみ修正）とした。

本書での判例学習において重要と考えられる箇所は下線で示した。原告の主張（反論）、被告の反論（主張）、証拠調べを終えた裁判所がいかなる理由をもって各主張の適否を決したかのそれぞれにつき、当該事例の具体的場面を想定しつつ、どちらの主張が的を射ているのか、裁判所はその判断においてどの点を特に重視したのかなど、各自で深く検討するほか、複数人での議論も大に行ってほしい（そのためのメモ欄を設けた）。

具体的な裁判例とその考察結果を以下に2つ挙げる。

1つ目はマット運動の裁判例（札幌地判平成13年5月25日 損害賠償請求事件）で、本判決の要点は次の7つである。「この日の練習中に、相互に危険を避けるため、前の者とぶつからないように注意して行うこと、技能を伸ばすことも大事だが、危険を伴う技については無理をしないこと、難易度の高い技については、教師の指導や助言を受けること、体調の悪い生徒は事前に申し出ることを注意指導したにとどまった」、4点種目（高得点の技）を練習する生徒らの能力が高いことから、同人らに対しては、自由練習を始める際に、「無理をするな」「気をつけてやれ」「緊張感を持ってやるように」「周りに人がいないかどうか注意して行え」などといった程度の一般的な注意をすることはあったが、4点種目に関する技術指導や、次にどの技を練習すべきか、あるいは、どの技はまだ練習してはいけないかなどといった具体的な指示をすることはなく」の2点は、教員の指示が、すべての生徒に対しその技能レベルに応じて細部にまで及ぶよう徹底して行われなければならないことを示唆している。この指摘は、現場教員の感覚からいって妥当とはいえないように思われる。「本件事故当日の授業において、ステージの上やその付近まで来たことも、ステージ上で4点種目を練習する原告らに注意や指示をしたこともなく、ステージ上の生徒が具体的にどのような練習をし、技を試みていたかを具体的には知らなかった」。これは、すべての生徒の動静把握が常時行われなければならないという指摘であろう。もって、体育授業におけるチーム・ティーチングの必要性の問題となるのか。「本件事故以前には授業中に連続後転跳びを行ったことも、また、乙川教諭に連続後転跳びを練習していること等を報告したこともなく、乙川教諭も、原告を含めた生徒らが後転跳びを2回連続して行っているところを見たことがなかったので、乙川教諭は、原告が連続後転跳びの練習をしているとは思っていなかった」、「冒険心、向上心、達成意欲あるいは競争心等に駆られて、ときには自己の能力の限界を極めようと危険性を伴う高度な体育活動に及ぶ可能性のあることは、体育教師としては容易に想像し得る」、「原告らのマット運動能力及び事故当日までの原告の到達

度と高校 2 年生という血気盛んな年齢の生徒の体育実技練習であることに照らせば、原告らが、特に禁止の指示を受けない限りは、授業で履修する種目として定められた後転跳びなどの種目について、これを連続した試技として練習を行おうとすることを予見することは、十分に可能であった」の 3 点は、高校教師であれば生徒の発達段階とその特性を熟知しているはずで、彼らの採りそうな行動パターン（特に危険度の高い行為）を予測すべきだという指摘であろう。裁判官は、教育のスペシャリストとしてふさわしい行動を求めているといえる。また、体育館の半面に女子生徒がいたことから推して、男子生徒（特に技能の高い者）には、冒険心、向上心、達成意欲、競争心の他に英雄心（ここでは異性の目を気にした格好つけの心理）も起こっていたように思われる。「マット運動の指導にあたっては、専ら初級者の指導監督に意を注ぎ、原告らのような上級者に対しては、とおり一遍の注意をして、その自主練習に委ねていた」。これは、高校生の主体性、つまり自主的な学習の促進という点からみれば致し方ない、むしろ望ましいとも思えるが、「とおり一遍の注意」では不足だという指摘なのであろう。生徒の運動量を十分に確保するという観点から、教員による説明や指示はできるだけ少なくしなければならないという要請との衝突があるように思われる。

2 つ目は陸上運動（長距離走）の裁判例（大阪地方裁判所 平成 9 年 9 月 17 日判決 損害賠償請求事件）で、本判決の要点は次の 4 つである。

「校外に出での長距離マラソンを実施する場合は格別、今回行われた 1500m 走は学校内のグラウンド上の 200m トラックを周回するだけであり、被告 CF 本人尋問の結果によると、右トラックの広さは南北に約 75m、東西に約 42m であり、この範囲に 47 名の同級生がおり、そのうち半数の生徒がトラック走行し、その半数は走っている生徒とペアを組んで様子を見ているという状況であるので、仮に異常事態が起こるとしてもそれはトラックという限られた範囲内であり、その中には同級生という全くの第三者ではない者がいることでそれには対処しうると考えられるから、それ以上に走っている生徒を観察する人員を別途配置したり、教師自らが生徒に伴走するなどの体制をとるべき義務までではない」。つまり、実際のその場の状況において、社会的相当性、必要性の範囲内の行動をとってれば足りるという指摘である。必要以上の行動まで要求されるとなると教員の業務には際限がなくなり、精神的にも疲弊してしまいかねないため、妥当な判断だと考えられる。原告は「太郎が倒れてから少なくとも数分間これに気付かず、救急車の手配が遅れた過失により同人を死亡させた」とするが、「グラウンド内には被告 CF の他にも 20 名以上の第 1 班の生徒が走行中の第 2 班の生徒の周回数を確認のためにいたのであるから、被告 CF が M から太郎が倒れていることを報告されたのが、倒れてから数分（4 ないし 5 分）も経過していたとは考えられない」と判示している（原告側の証拠提出の仕方において事後作成といった不当な面がありうることも当判断に影響しているものと推察される）。裁判官は、被告側の主張である、「太郎が倒れた直後、遅くとも 1 分以内に被告 CF は太郎のもとに急行し、同人に対する救護措置をとる一方、現場にいた生徒に指示し、学校の他の職員に救急車の手配の依頼をさせた」ということについては是認しているものと考えられる。「被告 CF は倒れていた太郎のもとに駆けつけて、救急隊が到着するまでの間、太郎の首を左手で持ち上げて気道確保を行いながら、耳を太郎の口に近づけたり、胸の動きを観察して呼吸の継続を確認し、太郎の右側頸動脈を押さえて脈拍があることを確認し続けたという事実、太郎が倒れたという知らせを受けた × × 高等学校教諭の T（保健体育科）及び E（保健体育科）が、救急隊到着までの間被告 CF が太郎の気道確保、呼吸・脈拍の確認をするのに協力していた事実が認められ」る、との点においても、被告 CF の本件事故後の対応につきその適切性を是認

しているものと解される。意識を失い、脈拍・呼吸が未だ確認できる状態にある太郎に対し、被告 CF に人工呼吸・心臓マッサージの心肺蘇生術を施すべき義務があるかの判断については、証人 Z の証言を積極的に採用し、「動脈がかすかでもふれた場合、心臓マッサージによっていろいろな合併症を起こす場合もあるため、施さないのが普通であるという見解があることも認められ、また、心停止の判断の難しさなど救急処置には特別の知識が必要であるし、不適当な心マッサージをすれば副作用を伴うから、心マッサージの実施は医療関係者、及び特別の蘇生法教育を受けたものにとどめた方がよい、という見解があることが認められる」「倒れて意識を失っている太郎に対し、昭和 55 年ころ、日本赤十字社主催の救急救命法の講習会に 5 日間にわたって参加している被告 CF に対し、一義的に心臓マッサージを行うべき義務を課すことはできない」「人工呼吸については、呼吸が停止する前の段階では、人工呼吸の必要性はないというのが一般的な見解であることが認められる」と判示している。これらは、一方で「患者の脈が完全に停止していない場合であっても、規則正しく動いていない場合や不規則かつ弱々しい場合(心室細動、心室粗動)には直ちに心臓マッサージを行うべきであるという見解がある」にもかかわらず、証人 Z の見解を全面的に採用していることからみれば、と同様、教員に過度な業務要求を課すことは、教員業務の範囲(上限)が観念できず、教員が精神的に疲弊してしまうことは必定というべき認識に至ったものと考えられないだろうか。また、5 日間の救急救命法の講習を受けただけの保体科教師に対して心臓マッサージを行うべき義務を課すことは過度な期待と見なしている点にも注目したい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 8件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 山口裕貴	4. 巻 52
2. 論文標題 マット運動授業事故の判決にみる教員行動の法的要点	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『体育研究』（神奈川体育学会紀要）	6. 最初と最後の頁 9-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口裕貴	4. 巻 52
2. 論文標題 「身体を教育すること」の価値的論議 - 体育科教育のあり方をめぐって -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『体育研究』（神奈川体育学会紀要）	6. 最初と最後の頁 23-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口裕貴	4. 巻 9
2. 論文標題 英国ナショナル・カリキュラムにみる効率性と平等性の相克 - 体育編の理念変遷の検討から -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『教育学研究紀要』（大東文化大学大学院文学研究科教育学専攻紀要）	6. 最初と最後の頁 65-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口裕貴	4. 巻 13
2. 論文標題 改定保育所保育指針にみる新教育と旧教育の相克 - 新教育批判論を用いての検討 -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 教職課程年報（桜美林大学）	6. 最初と最後の頁 97-99
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口裕貴	4. 巻 4
2. 論文標題 「体ほぐしの運動」はなぜあるのか - 「身体」の存在・活動様態とその表現性の検討から -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 桜美林論考『教職研究』	6. 最初と最後の頁 101-108
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口裕貴	4. 巻 50
2. 論文標題 体育活動中の事故における賠償責任論の考え方 - 山形地判昭52.3.30の法的評価の検討 -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『体育研究』(神奈川体育学会紀要)	6. 最初と最後の頁 63-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口裕貴	4. 巻 50
2. 論文標題 ロシアにおける学校体育の実状 - モスクワ公立学校の授業観察から -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『体育研究』(神奈川体育学会紀要)	6. 最初と最後の頁 53-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口裕貴	4. 巻 2
2. 論文標題 「遊戯性」と「スポーツに対する自立」に基づくスポーツ教育の意義と限界 - 「身体性」を含めた体育教育の再考 -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 桜美林大学『教職研究』	6. 最初と最後の頁 129-134
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口裕貴	4. 巻 3
2. 論文標題 教育課程の意義および編成法のあり方に関する一考察 - 教育内容の選択基準をめぐって -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 桜美林大学『教職研究』	6. 最初と最後の頁 171-177
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口裕貴	4. 巻 51
2. 論文標題 公立学校体育授業の水泳事故における教員の注意義務の範囲 - 裁判例による法的評価の検討 -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『体育研究』(神奈川体育学会紀要)	6. 最初と最後の頁 53-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口裕貴	4. 巻 5
2. 論文標題 20世紀末の英国における学校体育カリキュラムの動向 - 先行研究の内容精査 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 桜美林大学『教職研究』	6. 最初と最後の頁 66-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口裕貴	4. 巻 53
2. 論文標題 高校の体育授業中の事故に対する教員の対処行動 - 長距離走事故の裁判例に基づく考察 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 体育研究(神奈川体育学会紀要)	6. 最初と最後の頁 29-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山口裕貴
2. 発表標題 教育学的視座から身体の価値を問い直す - 体育科教育のあり方の再検討 -
3. 学会等名 関東教育学会第66回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 伊藤龍偉、山口裕貴
2. 発表標題 武道における無心の教育的意義 - その気づきと効果 -
3. 学会等名 第22回神奈川体育学会大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山口裕貴
2. 発表標題 フランス学校体育の実情 - 2013年パリ・ストラスブールの事例 -
3. 学会等名 日仏教育学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 山口裕貴
2. 発表標題 一裁判例にみる特別活動中の事故の法的責任論 - 法人・教員の法的関係性に関する一考察 -
3. 学会等名 関東教育学会第65回研究大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 清水安夫、山内宏志、宮崎光次、山口裕貴、石井哲次、後藤篤志
2. 発表標題 体育教科における実技指導評価と教育効果に関する研究
3. 学会等名 第23回神奈川体育学会大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 山口裕貴	4. 発行年 2020年
2. 出版社 共同文化社	5. 総ページ数 584
3. 書名 学校体育事故への備え - 裁判所は何をどう見るのか -	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----